

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	雲仙復興事務所庁舎賃貸借
契約担当官等の名称及び所属する部署所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 雲仙復興事務所長 長崎県島原市南下川尻町7 - 4
契約締結日	平成24年 4月 2日
契約の相手方の氏名及び住所	日成ビルド工業株式会社 金沢市金石北3 - 16 - 10
契約金額及び消費税（方消費税含む）	¥738,667 -
予定価格及び消費税（方消費税含む）	¥738,667 -
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	738,667円（月額）×12ヶ月 = 8,864,004円

随意契約理由書

1. 件 名 雲仙復興事務所庁舎賃貸借
2. 履 行 場 所 雲仙復興事務所 島原市南下川尻町7番地4
3. 随意契約の相手方 住 所 石川県金沢市金石北3-16-10
会社名 日成ビルド工業株式会社
電 話 076-268-1111
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項
及び予決令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

(1) 当該業務の目的

本業務は、当事務所庁舎として建物を賃貸借するものである。

(2) 業務の内容

本業務は、平成8年度より日成ビルド工業(株)から庁舎建物を賃貸借しており、平成24年3月31日までで契約が満了するが、引き続き庁舎として必要なため、平成24年度も契約を締結するものである。

(3) 随意契約に付する理由

平成8年度において、当事務所の移設に際し、庁舎用建物を求めて競争入札を行った結果、日成ビルド工業(株)が落札したため、賃貸借契約を締結し、以降、毎年度、契約を締結して現在に至っている。

庁舎の選定にあたっては、復興事業を円滑に進めるため、また、災害等緊急時の対応のために、現場へ速やかに移動可能であることが必要である。

平成24年度の事業を実施するにあたっては、現在の建物を引き続き使用するほうが、その他の場所へ移転するよりも職員が円滑に事務を遂行可能であるため、現在の建物を賃借するものである。

以上により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、上記業者と特命随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

雲仙復興事務所 総務課長